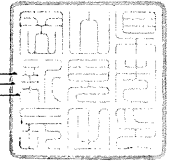




新下水第 94 号  
令和 2 年 8 月 26 日

新見市下水道事業審議会会長 様

新見市長 池田 一二三



諮 問 書

新見市下水道事業審議会規則により、次のとおり諮問事項について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 諮問事項 健全で効率的な下水道事業の運営について
- 2 諮問趣旨 別添のとおり

別添

**【諮問趣旨】**

本市の下水道事業は、平成17年3月の市町村合併により、新見市街地を中心とする公共下水道事業とその周辺部に特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水事業、浄化槽事業、個別排水処理事業を運営しています。

下水道は、快適で衛生的な生活環境の提供と公共用水域の水質保全という役割を担っておりますが、今年度から下水道事業は公営企業へ移行しており、一般会計との適正な経費負担を前提に、使用料収入により経費を賄うという独立採算制の下に運営することが求められています。

今後の事業運営につきましては下水道施設の老朽化に伴う更新費用の増大、少子高齢化による人口減少や節水意識の高まりによる水需要の減少により使用料の減収が避けられない見込みであり、更なる経営改革を推進する必要があります。

このような状況から、下水道事業の健全で効率的な運営を行うため、今後の下水道使用料のあり方などについて貴審議会の御意見を求めます。